

平成 30 年 1 月 17 日

株式会社シェルター
知的財産管理部
責任者 安達 広幸
監 修
久遠特許事務所
代表弁理士 奥山 尚一

弊社が所有している特許第 4359275 号について

弊社は、創立以来、接合金物構法「KES システム」（「KES」は弊社の登録商標）を開発したパイオニア企業として、2013 年には木質耐火部材「COOL WOOD」（登録商標）が 1 時間の国土交通大臣認定を取得するなど、お客様の驚きと喜びを糧に、日本における先駆者として中・大規模木質建築物の可能性を追及して参りました。

2009 年には、**木質耐火部材（COOL WOOD／クールウッド）の基本特許**である**特許第 4359275 号**を取得しております（2005 年 8 月出願）。この特許権の技術的範囲を画定する請求項 1 は次のようなものです。

【請求項 1】 荷重を受ける長尺かつ矩形横断面の構造部と、該構造部の横断面の四方をその全長に亘って被覆する被覆部と、前記構造部と被覆部との間に層状に介在し、前記構造部に作用した荷重が被覆部に伝達されないようにする石膏ボードと、を含んで構成されたことを特徴とする木製建築部材。

つまり、弊社の特許は、矩形の構造部と、被覆部と、構造部と被覆部の間にある石膏ボードを含む建築部材を全てカバーしております。

従いまして、この基本構造に何らかの部材を加えた改良発明は全て弊社の特許の範囲に入るものですので、弊社の許諾なしに実施することはできません。ご注意くださいようお願い申し上げます。

弊社は、中・大規模木質建築物のリーディングカンパニーとしての自負と誇りを持って、研究開発を推進すると共に、弊社の持つ知的財産権を積極的に活用し守って参ります。

なお、本告知は、弊社の顧問弁理士である奥山 尚一氏の監修を受けておりますことを申し添えます。

以上